

女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日まで

2. 内容

目標 1 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり 7 日以上とする

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和 8 年 12 月～ 計画的な取得に向けて、各部署の責任者へ説明する。